

魚種分類の定義

魚種分類		定義等（標準和名＜通称・地方名＞
かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く。)	みなみまぐろ	みなみまぐろ＜いんどまぐろ＞
	びんなが	びんなが＜びんちょう、とんぼ＞
	めばち	めばち＜だるま＞
	きはだ	きはだ＜きめじ＞
	その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕
	かつお	かつお
	そうだかつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
いわし類	まいわし	まいわし
	うるめいわし	うるめいわし
	かたくちいわし	かたくちいわし＜せぐろ＞
	しらす	いわし類の稚仔魚であって、35mm 以下程度のもの
あじ類	まあじ	まあじ
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕
さば類		まさば＜ひらさば＞、ごまさば＜まるさば＞〔さば属〕
さんま		さんま
たい類	まだい	まだい
	ちだい	ちだい＜はなだい、ちこだい＞〔ちだい属〕
	きだい	きだい＜れんこだい＞〔きだい属〕
	くろだい	くろだい＜ちぬ、かいず＞、きちぬ＜きびれ＞〔くろだい属〕
	へだい	へだい〔へだい属〕
ひらめ・かれい類	ひらめ	ひらめ
	かれい類	ひらめを除くかれい目の魚（まがれい、さめがれい、やなぎむしがれい、あかがれい、まこがれい、あぶらがれい、そうはちがれい、めいたがれい、いしがれい、こがねがれい、おひょう、ひれぐろ（なめたがれい）等） うしのした類（あかしたびらめ、ささうしのした等〔うしのした科、ささうしのした科〕）
ぶり類		ぶり＜はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ＞、ひらまさ、かんばち〔ぶり属〕
いか類	するめいか	するめいか
	あかいか	あかい＜むらさきいか、ばかい＞、あめりかお おあかい
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類（こういか類（こういか、しりやけいか、かみなりいか＜もんごういか＞、こぶしめ〔こういか科〕）、やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等）

注：〔〕は、綱、目、科、属を示し、当該綱、目、科、属に含まれる全ての魚種を含む。
種名で示したものは、当該魚種に限る。